

北塩原村 農業委員会だより

第15号
2025年3月発行

●農業委員会長挨拶 星 源嗣



村民の皆様には、日頃より農業委員会の活動に対し御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
 昨年は稲の倒伏が多く、収穫期には降雨が続き大変な状況でしたが、米の概算金が引き上げられ2万円台になるなど明るい兆しも見えました。しかし、担い手不足や有害鳥獣による農作物への被害、燃料の高騰など依然として厳しい状況が続いています。
 さて、村では、将来の農業・農村の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を令和7年3月末の策定に向けて進めています。担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、小規模農家や半農半X等、多様な担い手により農地の有効利用に取り組んでまいります。
 本年も一層の御支援、御協力をお願いいたします。

●令和6年委員会活動報告

農業委員会では、『農地等の利用の最適化の推進』を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申等、農地に関する活動及び事務を行っています。

R6. 1月	・農業委員会総会 1月定例会
2月	・農業委員会総会 2月定例会 ・令和6年度農作業賃金協定会議
3月	・農業委員会総会 3月定例会
4月	・農業委員会総会 4月定例会
5月	・令和6年度前期農業委員会長・事務局長研修会 ・農業委員会総会 5月定例会 ・県選出の国会議員との懇談会並びに令和6年度全国農業委員会会長大会 ・令和6年度農業者年金加入推進特別研修会
6月	・福島県農業会議第107回通常総会 ・農業委員会総会 6月定例会
7月	・農業委員会総会 7月定例会
8月	・農業委員会総会 8月定例会
9月	・令和6年度農業委員・推進委員研修会 ・令和6年度利用状況調査に係る現地調査（村内全地区）
10月	・農業委員会総会 10月定例会 ・会津若松地方農業委員会連合会行政視察
11月	・令和6年度福島県下農業委員会大会 ・農業委員会総会 11月定例会 ・令和6年度全国農業委員会会長代表者集会、県選出国会議員への要請集会
12月	・農業委員会総会 12月定例会

■農業委員会総会定例会

毎月20日前後に農業委員会総会定例会を開催し、申請・届出のあった議案について審議あるいは協議し決定を行っています。
 農業委員会では主に、農地法に基づいた農地等の権利に関する業務、農業に関する相談や調査、その他農業に関する委託事業を行っています。

■利用状況調査(全地区)

農地の違反転用の早期発見や遊休農地の実態などを把握するため、村内全ての農地のパトロールを実施しています。
 これにより、農地が適正に利用されているか、あるいは遊休化・山林化してしまっているかどうかを確認しています。



■令和6年度福島県下農業委員会大会

11月15日に郡山ユラックス熱海で開催された農業委員会大会で、星会長が永年勤続農業委員会長として表彰されました。



令和7年度より農地の貸借方法が変わります！

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和5年4月に施行され、農地の貸借のしくみが大きく変わりました。
 これまで農地貸借の主流であった農用地利用集積計画による利用権設定（いわゆる相対での契約）は、令和7年4月または地域計画が公告された日以降、手続きができなくなります。

【現行の貸借方法と令和7年4月以降の貸借方法】

現在の貸借方法	令和7年4月以降
(1) 利用権設定等促進事業（相対契約）	廃止
(2) 農地中間管理事業（通称：農地バンク）を活用した貸借契約	継続
(3) 農地法第3条による貸借契約	継続

農地中間管理事業とは

公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）が、農地を貸したい方（出し手）から農地を借り受け、新規就農や規模拡大・集約化を希望する担い手（借り手）に農地を貸し付ける事業です。

農地中間管理事業の特徴

- ・出し手と受け手のどちらにも契約1件ごとに賃借料の1%相当の手数料がかかります。（※下限800円、上限8,000円）
- ・契約期間中でも、出し手・機構・借り手の3者で合意解約ができれば農地を返還することができます。ただし、解約理由により解約手数料（6,000円）が発生する場合があります。
- ・契約年数は原則10年以上としています。ただし、やむを得ない場合は5年以上でも可能です。
- ・賃借料は、原則金納での支払いとなります。
- ・農地バンク法に基づき農地を借りることができるのは、原則として地域計画の「目標地図」に掲載された受け手になります。

農地中間管理事業活用のメリット

貸し手のメリット

- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心です。

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできます。
- 複数所有者から借りる場合でも、賃料の支払いを中間管理機構がまとめて行います。



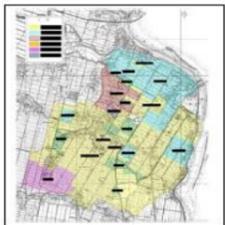
■農地の将来を見据えた「地域計画」が策定されます！

地域計画とは

農家の高齢化や担い手不足に伴う農業者の減少や遊休農地の増加が心配される中、地区の農地を守っていくためにはどうしたらよいか、担い手を中心とした関係者で話し合いを行い、地域農業のあり方や10～20年後の地域の将来の農地利用の姿を明確化した「未来設計図」です。
また、地域の農地を将来誰がどう利用していくかを決めた「目標地図」も併せて作成していきます。

目標地図とは

目標地図とは、10年～20年後に誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを、地区での話し合いを元に地図にしたものです。耕作者がいない・見つからない農地は、「今後検討」となります。
※目標地図に載ったからといって権利設定がされるわけではありません。



高齢化や人口減少により農業者の減少や遊休農地が増加し、近い将来地域の農地が危なくなってしまうかもしれません。「高齢化が進んでいる」「担い手が少ない」…そんな地域だからこそ地域計画を作り、地域の課題を洗い出して村全体で共有することが大切です。
地域計画を策定してもすぐには課題を解決できませんが、農地を子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのように農地を利用していくのか、北塩原村のおいしいお米や野菜を作る農地を守るためにも一緒に考えていきましょう。

★耕作放棄地を解消した方への支援を行っています！

農業委員会では、年々増加している耕作放棄地の解消を図り村内の農地を守るために耕作放棄地の再生・利用に取り組む農業者個人の方や、農業者が属する団体、村内外の民間企業等に補助金を交付しています。

【補助対象者】
農業者、農業者を有する団体、民間企業等
(なお、村税等の滞納がないことが条件になります。)

【補助金額】
再生作業1年目は10aあたり4万円を上限として支給を行います。
2～3年目は10aあたり1万円を上限として支給を行います。

※令和6年度実績
申請数：2件 (解消面積：1.54ha)



通年で受付を行っていますので、ご不明な点等はいつでもご相談ください。
(予算に限りがありますので、相談のタイミングによってはご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。)

■農地の相続登記・遺産分割を進めましょう

これまで相続登記の申請は任意とされてきましたが、**法改正で相続登記が義務化されました**(令和6年4月1日施行)。これにより相続等で不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。正当な理由がなく申請の義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
長い間亡くなった方名義のままだと、相続登記をしようとした際に手続きが大変になったり、余計な費用がかかってしまったりするかもしれません。相続手続きは早めに進めましょう。
なお、農地を相続等により取得した場合には農業委員会への届出が必要です。

●農業者年金に加入しましょう！

■農業者年金・6つのポイント

- ①農業者なら広く加入できる！
- ②少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型の年金！(月額2万円～6万7千円まで)(※条件を満たす一部の方は月額1万円から)
- ③保険料は自由に決められる！
- ④終身年金。80歳前になくなった場合には死亡一時金！
- ⑤税制面で大きな優遇!^(世帯員全員の保険料が社会保険料控除の対象となります)
- ⑥保険料の国庫補助!^(要件を満たす方は、月額保険料2万のうち1万円から4千円の国庫補助を受けることができます)

■次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金 第1号 被保険者 年間60日以上 農業に従事 60歳未満

※さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

- ・あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ・年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ・老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

◎加入等のご相談は農業委員、推進委員、農業委員会、JAまで

詳しくはコチラ→



農業者年金

6つのメリット
農業者は広く加入できる
終身年金
老後を最後までサポート
全額社会保険料控除で大きな節税効果
保険料が自分で選べて、いつでも見直す
条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金

長生きをマイナスにしたいくない。
農業者のための年金があるなら入りたいと思う。



詳しくは... 農業者年金基金 <https://www.nounen.go.jp/>
独立行政法人 農業者年金基金 TEL.03-3502-3109(専門相談員) TEL.03-3502-3942(企画調整室)

●全国農業新聞を購読しませんか？

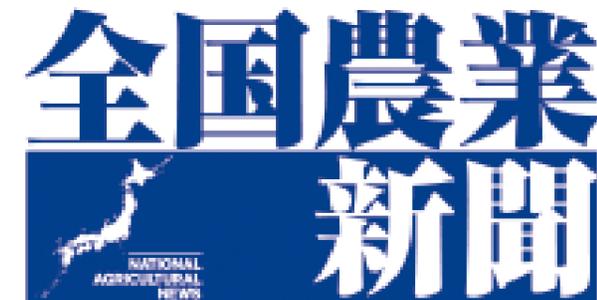
詳しくはコチラ→



- ・農業経営や暮らしの情報を提供しています
- ・毎週金曜日発行(週刊、月4回)
- ・購読料 月額700円(税込み)

購読お申込み

農業委員・推進委員
または農業委員会まで



●農地法の許可申請は余裕をもってお願いします

- ・農地法の許可申請は、**毎月5日が締め切りです。**(20日前後に開催の定例会で審査)
- ・申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているか等をよく確認してから申請して下さい。
- ・受付締切日以降の申請や、申請書類及び添付書類に不備・不足がある場合には翌月分扱いとなりますこと予めご了承下さい。
- ・ご不明な点等あれば事前に農業委員会事務局までご相談下さい。



●編集発行 北塩原村農業委員会

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151

電話：0241-23-1334 FAX：0241-25-7358

MAIL：nougyou01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

